第１章　総則

（名称）

第１条　本クラブは、○○○○（以下「本クラブ」という）と称する。

（目的）

第２条　本クラブは、○○○（種目）を通じ、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、

生涯にわたってスポーツや文化に親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

第３条　本クラブの活動は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動

の在り方に関する総合的なガイドライン」及び兵庫県の「いきいき運動部活動」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえたものとする。

（１）活動時間については、平日２時間程度、休日３時間程度で、平日と休日にそれぞれ

１日以上の休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休

養日を設ける。

　（２）年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。

　（３）「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行

　　　う。

　（４）会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動

を行う。

　第２章　会員

（加入と退会）

第４条　本クラブに入会しようとする者は、様式７「入会申請書」を代表宛に提出する。退

会する場合は様式８「退会届」を代表宛に提出する。

第５条　入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度こ

れを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

（活動費）

第６条　本クラブの会費は、１人月額○,○○○円とする。

　（１）会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。

　（２）会費が臨時に徴収することがある。

　（３）一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

　（４）遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

　第３章　組織

（役員）

第７条　本クラブには、次の役員を置く。

　（１）代表　１名

　（２）指導者（高校生は除く、１８歳以上）

　（３）会計　１名（保護者可）

　（４）会計監査　１名（保護者）

※（１）～（４）の役員は兼任することはできない。

（役員の職務）

第８条　本クラブの役員は次の職務を担う。

　（１）代表は、本クラブを代表し、会務を整理する。

　（２）指導者は、代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務

　　　を代行する。

　（３）会計は、本クラブの会計事務を処理する。

　（４）会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

（指導者）

第９条　指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツや文化活動の専門的な知

　　　識や技能を有する１８歳以上の者とする。（ただし、高校生は除く）

（１）代表もしくは指導者は、県や市が主催する研修会に参加しなければならない。

（２）指導者は、本クラブが指定した保険に加入しなければならない。

第４章　その他

（事故の責任）

第１０条　会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己

　　　　の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こ

っても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に

対して損害賠償できないものとする。

（会計年度）

第１１条　本クラブの会計年度は、毎月４月１日から、翌年３月末日までとする。